

1. 設備運営基準に基づく指導監査

母子生活支援施設

I 実施計画

【1】基本方針

児童福祉施設に対し、関係法令・関係通知等による施設の運営に係る指導監査事項について指導監査を行うことにより、適正な運営の確保を図ることを目的に実施するものです。

児童福祉法第46条第1項の規定により、船橋市社会福祉法人等指導監査要綱及び自治事務に関する各施設の技術的助言に従った指導監査を実施します。

【2】指導監査の方法

一般監査	実施計画に基づき、 年1回 実施する。 施設において、事前に提出された指導監査資料・規程等をもとに関係書類の検査・関係者へのヒアリングを行う。
特別監査	運営等に重大な問題を有すると認められる場合等に随時、実地において行う。

【3】重点事項（指摘の多いものや市として重要視する項目を設定しました。）

令和7年度	
①非常災害対策の強化	非常災害に対する具体的な計画を立て、避難及び消火に対する訓練を月1回以上実施し、その結果が適切に記録・保管されているか確認し、その適正化を図る。
②感染症・食中毒の発生及びまん延防止対策等の徹底	感染症又は食中毒への予防対策や発生状況、発生後の対応等について確認し、その適正化を図る。
③事故発生の防止等の徹底	事故の発生の防止対策、発生時の対応等について確認し、その適正化を図る。
④職員の知識及び技能の向上	職員の資質向上のため、研修の機会が確保され、計画的に実施しているかを確認し、適切な入所者処遇及び職員処遇の確保を図る。
⑤権利擁護及び虐待防止に向けての取り組みの徹底	入所者に対し権利や支援内容等に関して、入所後定期的に適切な情報提供を行っているか、苦情解決の仕組みを説明し苦情受付窓口へ寄せられた内容に適切に対応し、その結果を公表しているか確認し、その適正化を図る。 子どもの状態を確認し、不適切な養育等の発見に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図っているかを確認し、その適正化を図る。

【4】令和7年度指導監査計画

対 象	令和7年度計画			令和6年度実績		
	対象数	計画数	増減	対象数	計画数	実施数
母子生活支援施設	1	1	0	1	1	1

Ⅱ 実施報告

【1】令和6年度指導監査実施状況

（1）実施件数・指摘件数

		母子生活支援施設
一般監査		1
指摘 件数	運営 処遇	0
	会計	0
特別監査		0

（2）主な指摘事項

運営処遇	指摘事項なし
会計	指摘事項なし

【2】特別指導監査の実施状況

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
特別監査	0	0	0

【3】通報(相談)受付件数

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
通報(受付のみ)	0	0	0
通報(対応あり)	0	0	0
立入検査等	0	0	0

【4】実施対象施設数推移

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
母子生活支援 施設	1	1	1

1. 設備運営基準に基づく指導監査

助産施設

I 実施計画

【1】基本方針

児童福祉施設に対し、関係法令・関係通知等による施設の運営に係る指導監査事項について指導監査を行うことにより、適正な運営の確保を図ることを目的に実施するものです。

児童福祉法第46条第1項の規定により、船橋市社会福祉法人等指導監査要綱及び自治事務に関する各施設の技術的助言に従った指導監査を実施します。

【2】指導監査の方法

一般監査	実施計画に基づき、年1回実施する。 施設において、医療監視結果の提出を受け、関係者へのヒアリングを行う。
特別監査	運営等に重大な問題を有すると認められる場合等に随時、実地において行う。

【3】令和7年度指導監査計画

対 象	令和7年度計画			令和6年度実績		
	対象数	計画数	増減	対象数	計画数	実施数
助産施設	1	1	0	1	1	1

II 実施報告

【1】令和6年度指導監査実施状況

(1) 実施件数・指摘件数

		助産施設
一般監査		1
指摘 件数	運営 処遇	0
特別監査		0

(2) 主な指摘事項

運営処遇	指摘事項なし
------	--------

【2】特別指導監査の実施状況

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
特別監査	0	0	0

【3】通報(相談)受付件数

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
通報(受付のみ)	0	0	0
通報(対応あり)	0	0	0
立入検査等	0	0	0

【4】実施対象施設数推移

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
助産施設	1	1	1